

特別養護老人ホーム真盛園

重要事項説明書

# 特別養護老人ホーム真盛園 重要事項説明書

当施設は、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 施設の目的と運営方針

目的 天台真盛宗西教寺の伝統と宗教的信念に基づいて、老人福祉に関する可能な限りの事業を实践し、地域における老人福祉の拠点となり、人間が安心して暮らせる社会作りを目的としています。

法人理念 (1) 人間平等の原則の上に乗っての福祉増進  
(2) 宗教的雰囲気の中での心の安らぎ  
(3) 恵まれた自然環境の下での健康保持

経営方針 (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。  
(2) 地域、行政、他のサービス事業所と緊密な連携を図りながら社会的責務を果たし、総合的な福祉のサービス提供に努める。  
(3) 社会的ルール、法令を遵守しながら経営の透明性を確保し、持続可能な経営に努める。

介護方針 (1) 利用者主体に努めます。  
(2) その人らしい自立（自律）した生活を支援します。  
(3) サービスの質の向上と職員の資質の向上に努めます。  
(4) 自分たちの利用したい施設にします。

## 2. 事業者

法人名	社会福祉法人真盛園
法人所在地	大津市坂本五丁目13番1号
代表者氏名	理事長 市川 隆成

## 3. 施設の概要

施設名称	特別養護老人ホーム真盛園
施設所在地	大津市坂本五丁目13番1号
指定許可年月日	昭和54年 5月 1日
指定事業所番号	2570100046
施設長	川 橋 忠 之
入所定員	115名
電話番号	077-578-0044 (代表)
	077-578-7772 (相談員室)

#### 4. 利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	指定 開設 年月日	指定番号	利用定員
	短期入所生活介護	平成12年3月30日	
養護老人ホーム	昭和31年5月1日		
デイサービスセンター	平成12年3月30日	2570100046	
居宅介護支援事業所	平成12年4月1日	2570100046	
地域交流センター老いも若きも	平成17年1月		
訪問看護ステーション和顔	平成18年8月1日	2560190163	
特定施設入居者生活介護	平成18年8月1日	2570100046	

#### 5. 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しております。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	1室	
2人部屋	10室	
4人部屋	26室	
静養室	2室	
食堂	2	
リハビリ室	1	
浴室	2	簡易特殊浴槽1台、中間浴槽1台 三人浴槽1台、一人浴槽2台
医務室	1	
談話室	1	

#### 6. 職員体制

令和6年2月1日現在

職種	職員数	常勤換算 人数	常勤		非常勤	
			専従	兼務	専従	兼務
事業所長（管理者）	2			2		
医師	2				2	
介護職員	48(32)	44.8	41(28)	( )	7(4)	
生活相談員	2	2	0	2		
看護職員	6	4.4	2	1	0	3
機能訓練指導員（看護師兼務）	4	1.0		1		3
管理栄養士	1	1	1			
介護支援専門員	2	2	2			

\*（ショートステイ真盛園を含む）

\*（ ）内の数字は介護福祉士有資格者数

## 7. 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
医師	水、土曜日 13:30~15:00、13:00~14:00 第1、3火曜日 12:30~13:30
介護職員	前勤 7:00~16:00 日勤 8:00~17:00 後勤 10:00~19:00 遅出 11:30~20:30 準夜 16:00~ 1:00 深夜 1:30~10:30
看護師	前勤 8:00~17:00 後勤 9:30~18:30
介護支援専門員	8:30~17:30
生活相談員	8:30~17:30
栄養士	8:30~17:30

## 8. 施設サービス概要と利用料

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

#### ①食事介助（食材料費及び調理費は自己負担です。）

- ・心身の状態や介護度に応じて介助を致します。
- ・本人の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としています。
- ・時間

朝食	8:00~
昼食	12:00~
夕食	18:00~

#### ②排泄介助

- ・排泄の自立を促すため、本人の身体能力を最大限活用した援助をおこないます。

#### ③入浴介助

- ・週に最低2回は、入浴していただけます。ただし、健康状態により清拭となる場合があります。

#### ④生活相談

- ・生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含めて相談できます。

#### ⑤健康管理

- ・嘱託医や看護職員により健康管理を行います。

#### ⑥その他、自立への支援

- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

- ・シーツ交換、衣類の洗濯は汚れの状況に応じて、随時行います。

☆利用料

令和6年4月1日以降	1日あたりの自己負担分
要介護1 (589単位)	1割負担 616円
要介護2 (659単位)	1割負担 689円
要介護3 (732単位)	1割負担 765円
要介護4 (802単位)	1割負担 838円
要介護5 (871単位)	1割負担 911円

※通常の自己負担額は1割負担ですが、ご契約者によっては介護保険負担割合証の割合の負担となります。

利用者全員を対象とする加算		
日常生活継続支援加算	36単位 (38円) / 日	要介護度等の高い新規入居者割合が一定の基準以上で、手厚い介護福祉士配置がある場合に加算します。
看護体制加算 (I)	4単位 (5円) / 日	常勤の看護師の配置要件を満たせば加算します。
看護体制加算 (II)	8単位 (9円) / 日	配置基準より+1名で24時間連絡できる体制を確保している場合に加算します。
夜勤職員配置加算	13単位 (14円) / 日	夕方から翌朝にかけての時間帯に配置する職員の総労働時間が一定要件を上回っている場合に加算します。
精神科医療養指導加算	5単位 (6円) / 日	精神科医師の回診を月2回以上実施していることで加算します。
生活機能向上連携加算	200単位 (209円) / 月	訪問リハ、通所リハ、リハを行う医療機関の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が加算を算定する事業所に訪問し、加算を算定する事業所職員と共に利用者の状態を把握した上で、個別機能訓練計画を作成する。機能訓練指導員、看護師・介護職員、生活相談員等が協働し、作成された計画にある機能訓練を実施する。
科学的介護推進体制加算 (I)	40単位 (42円) / 月	定期的な評価を実施し、計画的に支援をすすめているもの (一月当たり)
ADL維持等加算 (I)	30単位 (32円) / 月	利用者の自立支援や重度化防止のために、日常生活動作(ADL)の機能を維持できているかを評価する取り組みを推進するための加算。
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1ヶ月の総単位数× 2.7%	技能・経験のある、勤続年数の長い介護職員等の処遇改善を目的として賃金改善についての加算。
介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月の総単位数× 1.6%	介護職員等の賃上げ効果が継続される取組を行い賃金改善についての加算
介護職員処遇改善加算 I	1ヶ月の総単位数× 8.3%	介護職員に適切な労働対価を支払い、適切なサービスの質を保つための加算。

その他の加算・・・ 個々の状態等必要に応じて下記の加算が付きまます。

各種加算	単位数	備考
初期加算	30単位 (32円) / 日	入居後又は退院後30日間に加算。
入院又は外泊加算	246単位 (257円) / 日	入院又は外泊時に6日間、月をまたいだ場合最大12日間算定。(月をまたぎ、その月の利用が無いときも算定される。)
療養食加算	6単位 (7円) / 1食	医師が発行する食事指示書に基づき食事提供が管理栄養士又は栄養士によって管理された場合算定されます。

看取り介護加算 I	1,280単位 (1,338円)	当日	医師が終末期であると判断した入居者について、医師、看護師、介護職員等が家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合。(入院中等利用のない月も算定する)
	680単位 (711円)	前日及び前々日	
	144単位 (151円)	4日以前～30日	
	72単位 (76円)	31日～45日前	

\*厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から施設に支払われる。施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いとなります。

\*介護給付費の計算は1ヶ月単位で行いますので、端数処理の関係で上記の金額とは誤差が生じることがあります。ご了承下さい。

\*この料金設定は国が定めた地域区分(大津市・5級地10.45)で計算されています。

\*保険料滞納等の場合に10割を支払いいただく場合があります。その場合、施設からサービス提供証明書を発行しますので、保険者に申請をすることで償還を受けられます。

\*介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額にあわせてご契約者様の負担額を変更致します。

## (2) 介護保険の給付対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が本人負担になります。

### ①居住に要する費用

1日・・・855円

但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載された居住費の金額(1日あたり)のご負担となります。

通常設備以外の電気機器類を持ち込む方は持ち込み料を負担して頂きます。

1律1ヶ月・・・1,200円

(テレビ、ラジオ、オーディオ機器、パソコン等)

### ②食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

本人に提供する食材料費及び調理費にかかる費用です。

1日・・・1,600円 (朝300円、昼650円、夕650円)

但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載された食費の金額(1日あたり)のご負担となります。

### ③事務手続き料

本人または引受人の依頼に基づく日用品、嗜好品、おやつ等の購入に関する代行又は真盛園が実施する諸事業の自己負担費(居酒屋、喫茶、等)の代行支払い及びその他の手続きの代行費用です。

1ヶ月・・・1,000円

### ④理・美容サービス

毎月第2、第3水曜日に移動散髪によるサービスを利用して頂けます。(日程は行事予定等により変更する場合があります。)

男女共・・・2,350円(カットのみ)

### ⑤レクリエーション、クラブ活動

希望によりレクリエーション行事等（居酒屋・喫茶 等）や  
 クラブ活動（書道・華道・そろばん教室等）に参加して頂くことができます。  
 ☆利用料金・・・材料代等の実費をいただきます。

⑥複写物の交付

本人は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、  
 複写物を必要とする場合又は、その他 FAX・コピーをする場合は、  
 実費をご負担いただきます。

1枚につき・・・10円

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、本人の日常生活に要する費用で本人に負担して  
 頂くことが適当である物にかかる費用を負担していただきます。  
 （衣服や靴・特殊な医療用品・予防接種等・郵便料金）

☆お支払い方法

請求書をご利用月の翌月20日までに本人または引受人にお届けしますので、  
 末日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ① 滋賀銀行の口座より引き落とし。  
 （滋賀銀行の口座がない場合はゆうちょ銀行でも可）
- ② 当事業所にて現金でのお支払い。

9. 当施設ご利用の際にご留意して頂く事項

来訪、面会	・来訪者は、来園者記入票に必要事項を記入して頂き各部署の職員にお渡し下さい。生ものの持ち込みは、禁止させていただきます。また、生もの以外の食料品でも、持ち込みの際は、必ず、職員に連絡下さい。
外出、外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出て下さい。（場合によっては、身分確認証をご提示して頂く場合があります。）
居室・設備	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償して頂くことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の居室等に立ち入らないで下さい。
宗教活動	施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動は、ご遠慮下さい。
喫煙・飲酒	喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。飲酒は、施設で定めた日にご利用下さい。

10. 嘱託医

医療機関の名称	伏木医院	口出 将司 Dr.
所在地	大津市見世2丁目12-12	TEL 077-522-5118

診療科	内科・消化器内科
医療機関の名称	山岡医院 山岡 一衛D r .
所在地	大津市坂本6丁目27番21号 TEL 077-578-0145
診療科	精神科

### 1 1 . 協力医療機関

医療機関の名称	洛和会 音羽病院
所在地	京都市山科区音羽珍事町2番地 TEL 075-593-4111
診療科	総合病院

医療機関の名称	琵琶湖大橋病院
所在地	大津市真野5丁目1番29号 TEL 077-574-4600
診療科	歯科口腔外科

### 1 2 . 衛生管理及び感染症対策

施設長、医師、看護師およびケアワーカーは、利用者と施設の保健衛生のため、次の各号の実施について努めなければならない。

- (1) 衛生知識の普及指導
- (2) 年2回以上の大掃除
- (3) 週2回以上の入浴又は清拭
- (4) その他必要なこと。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

### 1 3 . 苦情の受付について

当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情等がありましたら、以下の窓口で受け付けています。お気軽にご相談下さい。

真盛園苦情窓口・・・原 健 TEL 578-0044

#### 行政機関その他苦情受け付け機関

大津市介護保険課	大津市御陵町3-1 077-528-2753
滋賀県運営適正化委員会	県立長寿社会福祉センター内 077-567-4107

国民健康保険団体連合会	大津市中央4丁目5番9号 077-510-6605
-------------	------------------------------

#### 14. 身体拘束について

施設は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### 15. 災害時の対策

災害時の対応	施設は、非常災害等の発生の際に他の社会福祉施設との連携・協力を図り相互にその事業を継続することができるよう努めなければならない。
防災訓練	年2回、夜間および昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スプリンクラー</li> <li>・避難階段及び避難用滑り台</li> <li>・自動火災報知器</li> <li>・誘導灯</li> <li>・防火扉、シャッター</li> <li>・屋内消火栓</li> <li>・非常通報装置</li> <li>・漏電火災報知器</li> </ul>

#### 16. 利用者の人権の擁護、虐待防止

施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

#### 17. 職員の質の確保

施設は、職員の資質向上のために研修の機会を確保する。

- 2 施設は、利用者に対する処遇に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令定める者等の資格を有する者その他これに類する物を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

#### 1 8. 事故発生の防止及び発生時の対応

施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行う。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
  - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
  - 4 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### 1 9. 業務継続計画の策定等

施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 2 0. 職場におけるハラスメント

施設は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### 2 1. 緊急時対応

体調の変化等、緊急の場合は別紙の届けによる緊急連絡先に連絡します。

#### 2 2. 施設運営指針

特別養護老人ホーム真盛園はその運営について、暴力団員の支配を受けることなく、

又、施設を運営する法人の役員、管理者及び職員は、暴力団員であってはならないとされています。

### 23. 個人情報の保護

職員は業務上知り得た本人または家族の秘密保持を遵守します。

職員は退職した後も正当な理由なく、業務上知り得た本人または家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

### 24. その他の事項

- ① 当施設ではボランティアや介護実習生を受け入れています。  
時には、ボランティアや介護実習生が介護に当たる場合がありますが、法律に定められたものや県の方針によるものであり、介護者育成または広く理解を広めるためのものでありますので、ご了承下さい。
- ② 本人または他の利用者の状態によって居室を変更する場合がありますが、よりよい入居環境を確保するためでありますので、ご了承下さい。

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

本人 住所

氏名 印

身元引受人 住所

氏名 印

続柄

特別養護老人ホーム真盛園のサービス提供内容について本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 大津市坂本5丁目13-1

名称 社会福祉法人 真盛園 印

説明者 職名 生活相談員

氏名 印